

視 察 報 告 書

報告者氏名：加藤 眞道

委員会名：総務常任委員会

期 間：令和4年11月08日（火）～11月10日（木）

視察都市等及び視察項目：視察都市等及び視察項目：

- ①世田谷区：若者政策について（希望丘青少年交流センター）
- ②長崎市：まちぶらプロジェクトについて
- ③山口市：中心商店街における地域福利増進事業

視察項目：①若者政策について

概 要：

国は、子ども・若者育成支援推進法に基づき子供・若者育成支援や、家庭、学校、地域、職域等における子供・若者の育成に資するため、地方自治体や様々な団体と協力し子供・若者やその家族に対し支援を行っている。若者といわれる年齢層は法律では規定されてはいないが概ね40歳未満を指しているのが大半だ。

今回若者の年齢を12歳から39歳と対象とし「若者支援担当課」を設置し様々な支援を行っている世田谷区を視察した。

所 感 等：

国は子供・若者育成支援推進において「すべての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して」としている。ホッと出来る場所、居心地の良い場所の調査では自分の部屋、家庭、インターネット空間そして地域、学校と続く。一方、居心地の良い場所がないと答えが約5%強ある。私自身「インターネット空間」を居場所と考えたことがないため若者との世代ギャップを感じさせられた。また、居心地の良い場所がないと答えた5%の対応を考えたのが今回視察した世田谷区の取り組みと理解している。

世田谷区の取り組みで今回説明を受けた主な内容は若者の居場所であった。私の率直な感想だが、若者の定義が12歳から39歳までとしてこの世代に対して様々な事業を行う事に違和感を覚える。決して批判しているのではなく考え方である。社会人に対して「あえて」若者として居場所の提供をしていくことが必要なのか？生涯教育セミナーや講座、地域サークルが多々ある中で「あえて」事業展開することに疑問を持つ。これは今までの私自身の考えであるが、若者の引き

こもりが年々増える状況を鑑みると、この考え方を考える必要があると自分で感じる。国も若者世代に危機を感じ多くの政策を打ち出しているのは事実である。

この状況を踏まえ若者に対する課題を把握し取り組んでいかなければならない。



(世田谷区希望丘青少年交流センターにて)

視察項目：②まちぶらプロジェクトについて

概要：

中心市街地活性化はどこの自治体も取り組んでおり、どこの自治体も政策の上位に位置付けられている重要な政策である。本市でも交流人口を増やすべく横須賀市観光立市推進基本計画を策定し2025年までに数値目標として観光客数1,000万人・観光客消費額636億円を定めた。コロナの影響もありこの数値目標が達成できるかは心配なところもあるが、引き続きこの数値目標を達成させるための取り組みは必要である。このような中、同じような政策を実施し10年計画の最終年度を迎える長崎市の「まちぶらプロジェクト」を視察した。

所感等：

私の印象では長崎市は有力な観光資源を備え多くの修学旅行生や観光客が絶え

ず訪れる地域である。そのような長崎市でも西九州新幹線開業を見据え「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備を実施し、街の形が大きく変わったようだ。このような状況の中で歴史的な文化や伝統に培われた中心部においても大きな契機と捉え陸の玄関口、海の玄関口そして中心部を連携し再生を図ろうとしたのが長崎のまちぶらプロジェクトである。

市内を5つのエリアに分けそれぞれの町の個性や魅力を前面に出しエリア分けをしっかりとしている。当然各エリア間の周遊を高める周辺整備を実施し相乗効果を目指して取り組んでいる。各エリアにはまちづくりの方針が決められ、

☆商店街・市場を中心とした普段着のまち

☆和のたたずまいと賑わいの粋なまち

☆長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち

☆中国文化に触れ、食を楽しむまち

☆異国情緒あふれる国際交流のまち

このようにしっかりと地域ごとのコンセプトが決められ、このコンセプトをもとに案内板の設置や観光トイレ整備など周辺整備が計画され実施されている。

各エリアをつなぐ「軸」を重要視しこの軸に歩道整備やトイレ整備が行われ各エリアはこの軸から如何に自分の地域に人を周遊させるかはアイデアの競争としている。行政もこの競争を支援するために「地域力によるまちづくり（まちぶらプロジェクト認定事業）制度」を設立した。この制度により行政とまちがより一体感を増し共に同じ方向を見て活性化につながったようだ。今回実際にまちぶらをさせていただきそのプロジェクトの成果を見ることができた。

現在本市でもルートミュージアム構想のもと市内の周遊を画策している。ヴェルニー公園、三笠公園、少し離れているがソレイユの丘など市内にはそれなりの観光地がある。現在は浦賀地区への誘客に取り組んでいる。確かに点在する拠点はあるものの線になっての周遊の取り組みはまだ道半ばである。長崎のように各エリアの「方針」コンセプトを明確にするのも必要と感じた。地域の活性化は行政だけではできず民間の力も必要である。当然、その地域に住んでいる方々の協力も必要になる。今回の長崎まちぶらプロジェクトを参考に「軸」を研究してさらなる地域活性化を図りたい。



(長崎市内にて)

視察項目：③中心商店街における地域福利増進事業について

概 要：

全国的に問題になっている「所有者不明土地」。本市においてもこの問題は急傾斜地崩壊対策工事などでクローズアップされる。国は所有者不明土地特措法を施行し本年 11 月に一部改正された。このような中、山口市で実際にこの法律を活用し中心市街地の活性化につなげた事例を視察した。

所 感 等：

所有者不明土地がなぜ発生するのか？

通常土地の売買には不動産屋等が仲介し登記をするが、親族同士の売買や相続では専門業者が仲介することがなく、登記がそのままになることが多々ある。その為、亡くなった方の名義のままになりその結果、所有者不明土地が発生する流れである。所有者不明土地が増えることによる問題としては、適切に管理されない空き家が発生し近隣住民とのトラブルも増加する。その土地を購入したいと考えても所有者がわからなければ契約もできず、その場だけ取り残されてしまい景観を損ねる問題も起こる。現在の地域社会ではこのようなことが増加傾向ある。この問題は何らかの対策を講じなければ今後さらに増加を続けることが懸念され、一説には 2040 年には所有者不明土地の総面積が九州の面積の倍の 720 万 ha にな

ると言われている。それを抑制するためには市町村の権限を強化すると同時に関連法を整備することが重要である。平成 30 年に制定された「所有者不明土地特措法」が今年改正された。この法律のポイントは

- 1, 所有者不明土地の利用円滑化の促進
- 2, 災害等の発生防止に向けた所有者不明土地の管理の適正化
- 3, 所有者不明土地対策の推進体制の強化

である。

今回視察した山口市の取り組みがこの 1 番の所有者不明土地の利用円滑化の促進に関連し所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」である。

「地域福利増進事業」の概要は、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業であって、原状回復が可能なもの（事業主体は限定されない）について、都道府県知事の裁定による最長 10 年間の使用権を設定することで、所有者不明土地を利用した事業が可能としている。具体的な事業として、公園、広場、緑地、駐車場などがあげられる。また公共事業ではないが地域住民などの福祉又は利便の増進に資する施設で周辺地域にはないような購買施設、教養文化施設（直売所、コンサートホール）が認められている。この他、一時利用として幼稚園・保育園、学校施設などの建て替え時の仮設施設としての利用もある。

山口市は中心市街地活性化計画の中で市民が集う広場の整備に着手したがその範囲内には所有者不明土地約 40 m²が含まれていた。以前であつたら所有者が判明せず計画自体の変更を余儀なくされていた。当然、他人の土地を勝手に整備ができないからである。しかし、今回の特措法を用いて所有者の特定作業を実施したところすべての所有者が判明したそうだ。特定後は市の整備計画に同意を得るための交渉に入り、結果、残り 2 名を除き、全員の同意を得ることに成功したそうだ。特措法を用いて事業を進めていたが、最終的に特措法を用いることなく事業は進められた。

本市でも所有者不明土地問題は多々ある。特に急傾斜地崩壊対策工事時には関係する土地所有者を特定し全員の同意を得る必要がある。兎角、急傾斜が多い本市ではこの所有者不明土地で工事ができない事例がある。また、空き家問題も同じように課題である。私自身、所有者不明土地特措法は知ってはいたが理解はしていなかったことが今回の視察で明らかになった。この特措法をしっかりと理解し、市町村ごとの対策を住民等に示す上で必要となるのが「所有者不明土地対策計画」を策定し今後取り組みに活かしていきたい。



(山口市役所内にて)